

○倉吉市集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程

令和2年4月1日上下水道局企業管理規程第7号

(分担金の額)

**第2条** 条例第4条の規定により各受益者が負担する分担金の額は、条例第3条の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた分担金の総額を受益者の総数で除して得た額の範囲内で算出するものとし、倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成3年倉吉市条例第15号）第4条第3号に規定する排水区域ごとの額は、次の表のとおりとする。ただし、一般家庭を除く事業所等の受益者に係る分担金の額は、管理者が別に定める。

排水区域	分担金の額	
小田地区農業集落排水区域	小田	274,222円
	古川沢	275,976円
上神地区農業集落排水区域		446,916円
横田地区農業集落排水区域		253,777円
尾原地区農業集落排水区域		444,213円
津原地区農業集落排水区域		450,018円
三江地区農業集落排水区域		363,689円
中野地区農業集落排水区域		523,965円
下米積地区農業集落排水区域		299,353円
志村地区農業集落排水区域		450,335円
東鴨地区農業集落排水区域		214,656円

2 前項に定めるもののほか、松河原泰久寺地区農業集落排水施設、山守地区農業集落排水施設、明高地区農業集落排水施設及び野添地区林業集落排水施設の排水区域については、1戸当たり23万円を基本負担額として、その7割を基本額割、3割を宅地面積（排水区域ごとの区域内平均課税宅地面積をいう。）割として算出するものとし、各受益者が負担する分担金の額は、宅地面積区分に応じて次の表のとおりとする。この場合において、当該分担金の算定基準となる宅地面積は、課税宅地面積によるものとし、これによりがたいとき、又は管理者が必要と認めるときは、実測によることができるものとする。

排水区域	宅地面積区分別分担金の額			
	100m <sup>2</sup> 未満	100m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満	300m <sup>2</sup> 以上
松河原泰久寺地区農業集落排水区域	166,432円	177,298円	188,163円	237,058円
山守地区農業集落排水区域	166,884円	178,654円	190,423円	243,386円
明高地区農業集落排水区域	165,928円	175,785円	185,642円	230,000円
野添地区林業集落排水区域	166,400円	177,200円	188,000円	236,600円